

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第38号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付に係る手数料の特例）

- 4 令和8年12月1日から令和9年4月29日までの間における別表第1の171の項、173の項、177の項及び185の項の規定の適用については、同表の171の項及び173の項中「1通につき250円」とあるのは「1通につき100円」と、同表の177の項中「1通につき350円」とあるのは「1通につき100円」と、同表の185の項中「1通につき250円」とあるのは「1通につき100円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。